

## 商品概要説明書

2023年8月1日現在

商品名	とりぎん結婚・子育て資金贈与専用口座	
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●祖父母等の直系尊属(贈与者)から、書面による結婚・子育てなどの資金の贈与を受けた20歳以上50歳未満の個人のお客さま。</li> <li>●贈与等を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下のお客さま</li> </ul> <p>※「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に係る預金口座は受贈者お一人につき、1金融機関かつ1店舗に限定されています。</p>	
対象預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普通預金（総合口座普通預金はご利用できません）</li> <li>●口座開設時に「結婚・子育て資金非課税申告書」をご提出いただき、「結婚・子育て資金管理特約」を締結していただきます。</li> </ul>	
取扱店	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全営業店（ローンプラザ、とっとり砂丘大山支店を除く）</li> <li>●以降のお取引は、すべて口座開設店のみでのお受付となります。</li> </ul>	
お預入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口座開設店のみで、お預入いただきます。</li> <li>●贈与契約後2ヶ月以内の資金を対象とし、当行本支店窓口で結婚・子育て資金非課税申告書等の書類の提出と同時にお預入いただきます。</li> <li>●ATMやお振込によるお預入の取扱は、いたしません。</li> </ul>	
	①預入額	100万円以上
	②預入限度額	1,000万円(利息額は含みません)
	③預入単位	1円単位
	④預入の期限	2025年3月31日(月)
	⑤利息	普通預金の店頭表示利率を適用します。
引出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、口座開設店の窓口のみでお引出できます。</li> <li>●お客さまが結婚等資金のお支払後、当該領収書等を口座開設店にご提出していただき、領収書等の金額を上限に金額をお引出いただきます。</li> <li>●領収書等は、発行後1年以内かつ、この預金口座開設後の日付のものが対象となります。なお、支払費目により定められた期限がありますので、ご注意ください。</li> <li>●お引出金は再預入できません。</li> <li>●ご提出いただいた領収書等は返却いたしません。</li> </ul>	
取扱手数料	無料	
キャッシュカード	発行いたしません	

解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●結婚・子育て資金管理契約は以下のいずれかに該当する場合、終了いたします。</li> <li>・預金者（贈与を受ける方）の年齢が50歳に達した場合</li> <li>・預金者が亡くなられた場合</li> <li>・贈与者が亡くなられた場合（贈与者が複数の場合は全員亡くなられた場合）</li> <li>・この特約に係る預金の額が0になり、預金者と当行との間で口座解約の合意があった場合</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預金の譲渡・担保提供をすることはできません。</li> <li>●本口座は結婚・子育て資金管理以外の口座としてご利用することはできません。</li> <li>●氏名・住所等、結婚・子育て資金非課税申告書等にて申告頂いた内容に変更があった場合は、直ちに結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出いただきます。</li> <li>●当行所定の事由等により、受贈者が本措置の適用を受けられなかったことによる損害等については、当行は責任を負いません。</li> <li>●本措置の法令や税務上のお取扱は税務署もしくは税理士、結婚・子育て資金等範囲についてご不明な点がある場合は、内閣府または税理士にご確認ください。</li> <li>●管理契約終了の日までに贈与者が亡くなられた場合、受贈者は速やかにその旨を当行にお知らせください。</li> </ul>

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

<連絡先> 全国銀行協会相談室

<電話番号> 0570-017109 または 03-5252-3772